（理事会の議事録）

第十六条　法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の七第一項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）の規定による理事会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

２　［略］

３　理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一　［略］

二　理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

イ　法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十三条第二項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）の規定による監事の請求を受けて招集されたもの

ロ　法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十三条第三項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）の規定により監事が招集したもの

ハ　法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の六第六項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百六十六条第二項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの

（理事会の議事録）

第十六条　法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の七第一項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による理事会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

２　［略］

３　理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一　［略］

二　理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

イ　法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十三条第二項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による監事の請求を受けて招集されたもの

ロ　法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十三条第三項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定により監事が招集したもの

ハ　法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の六第六項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百六十六条第二項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの

ニ　法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の六第六項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百六十六条第三項の規定により理事が招集したもの

ホ　法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の六第六項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百六十六条第三項の規定により理事が招集したもの

ヘ　法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の六第六項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百六十七条第三項において準用する同法第三百六十六条第三項の規定により組合員が招集したもの

三・四　［略］

五　次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ　法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十二条（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）

ニ　法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の六第六項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百六十六条第三項の規定により理事が招集したもの

ホ　法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の六第六項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百六十七条第三項において準用する同法第三百六十六条第三項の規定により組合員が招集したもの

ヘ　法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の六第六項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）

三・四　［略］

五　次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ　法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十二条（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）